

## 汚染状況重点調査地域における放射能濃度の事前調査について

### 1. はじめに

本調査は、群馬県県土整備部が発注する工事において、東日本大震災により生じた放射性物質による労働者の放射線障害を防止するため、汚染土壌等の放射能濃度が基準値（1万ベクレル/kg）を超えるか否かを判定するものである。

### 2. 調査の対象となる工事

汚染状況重点調査地域（桐生市、**沼田市**、渋川市、みどり市、下仁田町、高山村、東吾妻町及び川場村（8市町村の全域））において、県土整備部が発注する工事とする。

ただし、以下に該当する場合は調査における測定は不要とする。

○空間放射線量率が $2.5\mu\text{Sv/h}$ を下回っていることが明らかで、かつ下記の条件①～③を全て満たす場合は、航空機モニタリング結果により土壌の放射能濃度が基準値以下となるため測定は不要とする。

①農地や森林、及びグランドや河川敷など土壌が比較的広範囲に均質になっている場合。

②雨水等が集まって放射能濃度が高くなりやすい場所を含まない場合。

③地表から15cmの表層のみを取り扱う業務がない場合。

### 3. 調査方法

#### ○試料採取

最も線量が高いと見込まれる3箇所を選定し、その地点の土壌を土のう袋に採取する。

試料は、表土から掘削最深部までの混合した土壌とする。

ただし、浅い位置で採取した土壌の放射能濃度が基準値以下の場合は、それ以上深部の土壌を採取する必要はない。

試料採取は、主に建物など工作物、道路の周辺とし、具体的には以下の箇所とする。

①雨水の集まる場所及びその出口の土壌付近等。

②植物及びその根元、雨水、泥、土がたまりやすいところの土壌付近等。

③微粒子が付着しやすい構造物の近傍にある土壌付近等。

#### ○測定者

測定者は当該工事の受注者とする。

#### ○測定方法

測定は工事着手前に実施する。

原則、監督員立ち会いのうえ実施する。（ただし、監督員から測定に関する指導を受けた者の測定も可能とする）

採取した土壌を収納した土のう袋の表面における放射線量率を測定し、最大値を測定値とする。なお、測定は空間放射線量率の低い場所で行う。

採取した土壌が収納された土のう袋の重量を測定する。

「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成24年6月15日改正）」（以下「ガイドライン」という）別紙6-1放射能濃度の簡易測定基準に沿って、計算を行い、土壌の放射能濃度が1万ベクレル/kgを下回っているか確認する。

#### ○測定機器

測定に用いる測定機器として、シンチレータ式簡易測定器（堀場製作所 PA-1000Radi）と秤を配布する。

#### ○測定結果について

土壌に含まれる放射能濃度が 1 万ベクレル/kg を下回っている場合は、放射線に対する特別の措置は必要無い。

放射能濃度が 1 万ベクレル/kg を超える場合、「特定汚染土壌取扱業務」として、「ガイドライン」を遵守し、以後の作業を実施すること。

測定結果については、設計図書と一緒に保存すること。

#### 4. その他

受注者は、測定結果を監督員に提出し、工事着手の了解を得ること。

発注者は、当該工事が汚染状況重点調査地域内の工事であり、「特定汚染土壌取扱業務」に該当するか否かについて事前調査が必要であることを、施工条件明示すること。

事前調査に係わる費用については、別途計上しない。

この事前調査方法に定めない事項及び不明な点については、「ガイドライン」によること。